

工事内容確認チェックシート(竣工)(省エネルギー性)

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準について適合していることを確認しました。

基準の概要	確認項目		確認内容	現場確認欄	備考
				☑	
フラット35S(金利5%) 又はフラット35S(金利5%) ZEH(フラット35S(金利5%) に適合していること。)	躯体の断熱性能等	断熱材等の種類	断熱材等の種類及び厚さが所定のとおり施工されていること。	☐	
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合) 断熱材を濡らさないような措置がされていること。	☐	
		屋根又は天井の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	☐	
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	☐	
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	☐	
	開口部の断熱性能	窓等の仕様	建具の材質・形状及びガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	☐	
		ドアの仕様	ドアの材質・形状及びガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	☐	
	開口部の日射遮蔽措置	ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。	☐	
		付属部材の設置状態	付属部材が所定のとおり設置されていること。	☐	
		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	☐	
	結露発生の防止対策(断熱等性能等級による場合)	繊維系断熱材等を使用する場合	防湿層等が設置されていること(屋根・天井、壁及び床)。	☐	
		通気層の設置	断熱層の外気側に通気層が設置されていること。	☐	
		鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合	構造熱橋部に断熱補強がされていること。	☐	
	躯体、開口部における省エネ措置	通風の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること。	☐	
		蓄熱の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること。	☐	
		床下換気	(省エネ効果を考慮する場合) 床下空間を経由して外気を室内へ導入する換気方式が所定のとおり施工されていること。	☐	
	設備機器の設置状況	暖房設備	暖房設備、冷房設備、付属設備等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	☐	
		換気設備	換気設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	☐	
		給湯設備	給湯設備、配管等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	☐	
		照明設備	照明設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	☐	
		エネルギー利用効率化設備	(省エネ効果を考慮する場合) エネルギー利用効率化設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	☐	

注1) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

注2) 「所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。